



冬の感染拡大防止に向けて

気温の低下や積雪の季節を迎え、屋内で暖房や窓を閉めた活動が増えます。
また、社会経済活動も活発となることから、感染拡大を回避するために、
基本的な感染防止行動を実践しましょう。

（改定）

令和3年11月19日

北海道

道民及び 道内に滞在 している皆様

- ◆「三つの密(密閉・密集・密接)」の回避や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指消毒」をはじめとした基本的な感染防止行動を実践しましょう。

特に、「換気」など屋内での感染防止行動を実践しましょう。



特に外出 の際は

- ◆発熱や咳など体調が悪い場合には外出を控えましょう。



特に飲食 の際は

- ◆飲食の際は、北海道飲食店感染防止対策認証店など、感染防止を徹底している飲食店等を選び、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用するなど、感染リスクを回避しましょう。

特に、大人数の飲食の際は、より一層注意しましょう。



事業者 の皆様

- ◆業種別ガイドラインを確認し、感染防止に取り組みましょう。(特措法第24条第9項)

職場においては、特に「休憩室」、「喫煙室」等における感染防止に取り組みましょう。

- ◆飲食店等においては、感染防止の取組をアピールできる北海道飲食店感染防止対策認証制度の認証を取得しましょう。



学校

- ◆学校では、衛生管理マニュアルに基づき、全ての教育活動において、感染防止に取り組みましょう。



イベント の開催

- 人数上限※1
5,000人 又は 収容人数50%以内のいずれか大きい方
- 収容率※1
 - [100%以内] 大声なし (席がない場合は適切な間隔)
 - [50%以内] 大声あり※2 (席がない場合は十分な間隔)

〈感染防止安全計画を策定する場合※3〉 **11月25日(木)から受付を開始**

- 人数上限
収容定員まで
- 収容率
100%以内

※イベントの開催制限に係る詳しい内容については、道ホームページをご覧ください(緊急事態措置やまん延防止等重点措置等を実施する旨の公示がされた場合、感染状況等に応じて措置内容を別途、決定します)

※1 人数上限と収容率でどちらか小さい方を限度とする(両方の条件を満たす必要)

※2 大声とは、「観客等が通常よりも大きな声量で反復・継続的に声を発すること」で、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントが大声ありに該当する

※3 感染防止安全計画では、イベント開催時の必要な感染防止策を着実に実行するため、イベントごとに具体的な感染防止策の内容を記載する(参加人数が5,000人超であって収容率50%超のイベントを対象とし、イベント開催の2週間前までの提出)

●イベントの開催に当たっては、業種別ガイドラインを遵守するとともに、国の接触確認アプリ(COCoA)の導入や名簿の作成などを徹底しましょう。

道は市町村や関係団体等と連携して、感染拡大防止に向けて取組を進めます

感染拡大防止に向けた取組

- (1) 予兆の早期探知と対応
 - 誰から感染したかを把握するための「さかのぼり調査」の徹底
 - 集団感染への迅速な対応(現地対策本部の迅速な設置、広域支援チームの迅速な編成等)
- (2) 感染防止意識の醸成を図る普及啓発
 - 屋内活動や会食機会の増加を見据え、基本的な感染防止行動の普及啓発
 - 忘年会、クリスマス、年末年始など、季節的な行事に当たっての普及啓発
 - 漫画やイラストの活用など、若者に向けた普及啓発
 - 地域の感染状況に応じた振興局毎の普及啓発

医療提供体制の確保

- 感染拡大に備えるための新たな方針の策定
- 「確保すべき病床数」「保健所・地域の医療機関の体制」を盛り込んだ「保健・医療提供体制確保計画」の策定
- 新たな方針や計画を踏まえた医療提供体制の着実な整備・確保

ワクチン接種の促進

- 若年層の接種率向上に向けた普及啓発
- ワクチンの効果や接種後の感染防止に関する普及啓発
- 3回目の接種に向けた市町村への支援

日常生活の回復に向けた取組

- 北海道飲食店感染防止対策認証制度の普及促進
- 国が行う技術実証との連携による課題の整理等